

第454回（令和7年6月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

Ⅰ 安達 哲郎 議員

質問項目

- 第 1 項目 三木スマートインターチェンジ完成に伴う交通動態の変化と周辺道路環境の整備について
- 第 2 項目 「市長への手紙」の意義と情報の取扱いについて
- 第 3 項目 ハラスメント研修について

要点・要旨

第 1 項目 三木スマートインターチェンジ完成に伴う交通動態の変化と周辺道路環境の整備について

今年の秋に東播磨道が全線開通し、また今年度中に、新都市南北線も全線開通予定であり、周辺道路の渋滞緩和が期待され、交通網の整備により、小野市のポテンシャルを最大限生かす環境が整ってまいります。また、令和 8 年度末には三木スマートインターチェンジが完成予定でもありますので、ますます他市や他府県からの小野市へのアクセスもしやすくなり、小野市の魅力を多くの方々に知っていただけることと思ひ、大いに期待をしているところであります。令和 7 年 3 月の第 4 5 2 回定例会での答弁にもありますように、新しく道路ができると、それに伴い交通動態が大きく変化することが予想されます。そこで今回は、三木スマートインターチェンジ完成後の交通動態の変化と周辺道路環境の整備についてお尋ねします。

（１点目）交通動態の変化について

答弁者 技監

三木スマートインターチェンジが開通すると、工業団地に出勤する方や、北播磨総合医療センターに通院する方、ゴルフ場を利用される方等、たくさんの方々が、三木・小野インターチェンジではなく三木スマートインターチェンジを利用することが予想されますが、現時点でどれくらいの車が三木スマートインターチェンジを利用される予測を立てられているのかお伺いします。

（２点目）防犯灯の設置について

答弁者 市民安全部長

小野市では１０年後を目途に、浄谷黒川丘陵地に、新しくゴミ処理施設が建設予定であります。それに付随して、丘陵地の利活用の検討も始まっております。現段階では附帯施設として温水プールの建設を予定されていますが、新たな小野市の魅力の創造のため、たくさんの商業施設などの進出が期待されます。そうなってきますと、市内のみならず、市外、県外からたくさんの方々が浄谷黒川丘陵地に来ることが予測できます。そうすると、三木スマートインターチェンジを経由し、市道１２２号線の交通量が増えることが予想されます。今現在、市道１２２号線は、小野や加東の方から三木高校に通う生徒や、工業団地で働いている方が朝晩自転車で通勤、通学に利用しています。現時点で、大開町と山田町の町境の坂から工業団地入口までの道には防犯灯がありません。道幅も広くなく、カーブも多い一方、スピードを出す車も多い道路なのですが、夜になると防犯灯がないので真っ暗です。今後交通量が増えることが予想される中で、子どもの通学時の安全、工業団地で働く人の通勤時の安全を考えると、一刻も早く防犯灯を市として設置していただきたいのですが、当局の考えをお伺いします。

（３点目）市道１５１７号線の環境整備について

答弁者 地域振興部長

アレオの周辺が栄えてくると、市外、県外から来られる方が増えることが予想されます。現段階で、三木スマートインターチェンジで降りた場合と三木・小野インターチェンジで降りた場合の料金設定は分からないのですが、仮にそこに料金差がある場合、三木スマートインターチェンジを経由してアレオに行く車が増えることが予想されます。

その際の交通ルートなのですが、スマートフォンのナビ機能で検索すると、大開町と栄町を通る市道Ⅰ５Ⅰ７号線を利用するルートが提示されます。大開町から栄町に繋がるルートは、中央線のない道幅も広くない道路であります。また、木が車道に覆いかぶさっている箇所がいくつもあります。また、もともと今現在、私の調べたところでは、大きなトラックなどはあまり通らない、土地勘のない方があまり通らない道路でありますので、三木スマートインターチェンジが開通し、アレオの周辺施設が整備され始め、そこに向かう車で市道Ⅰ５Ⅰ７号線の交通量が増えると、予期せぬトラブルや事故が発生する恐れがあります。現段階で市道Ⅰ５Ⅰ７号線の道路環境を整備する考えはあるのか、また、交通トラブルの発生を抑えるために検討していることがあればお伺いします。

第２項目 「市長への手紙」の意義と情報の取扱いについて

小野市には市民の声をより広く聴く取組として、ホームページからは「市長へのおたより」、また、強化月間として毎年７月、８月に「市長への手紙」というハガキを市役所の一階やエクラ、コミセンなどに設置し、市民の生の声を直接市長に届けるという取組をしております。今まで約２万件にのぼる意見をいただいているということで、貴重な意見が市政に反映されることが大いに期待できる大変有意義な取組だと思っております。そこで、これから市長への手紙の強化月間を迎えるにあたって、以下の点について質問させていただきます。

（１点目）市長への手紙の意義について

答弁者 総務部長

市長への手紙は平成ⅠⅠ年より実施されており、現在２６年目を迎えています。今一度市長への手紙の意義についてお伺いします。

（２点目）市長への手紙の取扱いと情報共有、対処方法について

答弁者 総務部長

市長への手紙が届いた際、市長が目を通し、担当部署だけではなく、複合的に情報共有をし、組織で対応・対策をされていると思うのですが、具体的にどういう流れで対応されているのかお伺いします。

(3 点目) 市長への手紙を書かれた方への返信について

答弁者 総務部長

貴重な意見をいただいた方に、原則として記名の方には返事を書き、匿名の方には返事は返せないけれども、回答をし、保存、保管をしているとお聞きしています。しかし、記名の方で、返事が返ってこないという方のお声をお聞きしていますが、そのような事実はあるのでしょうか。また、匿名の方でも内容によっては返事をするということもあるのかお伺いします。

第3項目 ハラスメント研修について

答弁者 総務部長

職場でのハラスメントは、個人の尊厳と人格を不当に傷つける重大な人権侵害であり、職員の労働意欲を阻害する、あってはならない行為です。昨今のセクハラ、パワハラだけではなくカスハラやマタハラ等、何でもかんでもハラスメントと言えればいいというような、ある種ハラスメントを助長するような報道がなされることには違和感を感じることがありますが、常に被害者の立場に立ち、ハラスメントは絶対許さない姿勢で取り組むことが大切であると考えます。これだけハラスメントについての認識が高まっている中でも、先日の茨城県知事のパワハラ疑惑をはじめ、全国各地で市長等が職員にパワハラをしたというニュースが後を絶ちません。そのようなニュースを見る度に、小野市は果たして大丈夫なのか、職員がいきいきと仕事に邁進できる環境は整っているのかと考えます。先日兵庫県の齋藤知事をはじめとする幹部職員がハラスメント研修を受講したというニュースがありました。ハラスメントに対しての感度を上げるという意味でも、とても良いことだなと思いました。小野市では役職が上がる度に様々な研修を行っているとお聞きしていますが、小野市におけるハラスメント研修についての現状をお伺いします。

一般質問発言通告書

2 川名 善三 議員

質問項目

- 第1項目 ギフテッドについて
- 第2項目 父親の産後うつ防止について
- 第3項目 改正戸籍法への対応について

要点・要旨

第1項目 ギフテッドについて

一般的に知的能力、創造性、または特定の芸術的才能が顕著に高い子どもたちを指す言葉として「ギフテッド」や「ギフテッド・チルドレン」があります。

このような、並外れた知能や芸術的才能、特定の学問分野の能力などがある子どもたちに対し、海外では特別な教育プログラムを用意する国もあるようですが、文部科学省では「ギフテッド」という言葉は用いず、「特異な才能のある児童」とし、「その才能や認知・発達特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがある」として、その能力を最大限に発揮できるようにサポートすることを目指す支援事業も始められています。

ギフテッドの子どもたちの多くは、他の子どもたちと同じように普通の学校生活を送っています。しかし、彼らの知的好奇心や学習ペースが異なるため、学校での適応に苦労したり、その特異な才能が、時として孤立を引き起こす原因ともなり、友達との関係がうまくいかなかったり、教師からの理解を得られないなど、不登校に至るケースも指摘されています。

ギフテッドの子どもたちに対する効果的な支援方法を用いることで、彼らの潜在能力を引き出し、子どもたちが直面する多くの課題を克服し、彼らの才能を十分に発揮させることが可能と思われることから、ギフテッドといわれる特定分野に特異な才能のある子どもたちへの指導や支援について、次の2点をお伺いします。

（1点目）ギフテッドへの理解促進について

答弁者 教育指導部長

教職員がギフテッドを理解し、児童生徒の特性を察知しつつ、学校生活においてどのような困難を抱えているのかなどの、理解や対応が非常に重要であると考えますが、理解促進への取組についてお伺いします。

（2点目）特定分野に特異な才能のある子どもたちへの指導や支援について

答弁者 教育指導部長

ギフテッドの子どもたち一人ひとりの、ニーズに応じた教育の提供が彼らの才能を伸ばすことは、将来社会全体の利益につながる可能性もあるとされていますが、指導や支援についてお伺いします。

第2項目 父親の産後うつ防止について

気分の落ち込みや極度の疲労感、睡眠障がいなど、出産後、メンタルに不調をもたらす「産後うつ」ですが、2023年度には、男性の育休取得率が初の3割に達し、育児参加が進む中、母親だけでなく、父親も発症するリスクが高まっています。

国立成育医療研究センターが2020年に発表した調査では、1歳未満の子どもがいる夫婦のうち、メンタル不調のリスクがある割合は、父親11%、母親10.8%とほぼ同じで、10人に1人が産後うつになる恐れがあることが報告されています。

母親の産後うつは、出産後のホルモンバランスの変化だけでなく、周囲のサポートが不足することなどが原因で発症するリスクが高まるとされる一方、父親も子どもが生まれたことで、生活に大きな変化が生じ、育児に対する不安や夫婦関係の変化や長時間労

働などが原因で、母親と同じように産後うつを発症する恐れがあることから、母子への支援だけでなく、母子を支える父親をどうケアするかが課題とされています。そこで、父親の産後うつ防止について次の2点をお伺いします。

（1点目）父親の産後うつに関する周知について

答弁者 市民福祉部参事

母親のケースに比べ顕在化しづらいことから、社会全体への理解を深めることも大切だと思いますが、今後の取組についてお伺いします。

（2点目）子育て中の父親を支援する仕組みづくりについて 答弁者 市民福祉部参事

父親の産後うつの早期発見や相談体制など、母子だけでなく父親にも焦点を当てた取組についてお伺いします。

第3項目 改正戸籍法への対応について

2023年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月9日に公布されました。これまで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、2025年5月26日から、戸籍に氏名のフリガナの記載が始まりました。

具体例の一つには、本籍地市区町村から現在住民票に便宜上登録されているフリガナの情報を参考とした「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が原則、戸籍の筆頭者宛に2025年5月26日以降順次発送されます。この通知を受け取った住民が、通知されたフリガナを確認し、通知書のフリガナが正しい場合はフリガナの届出は不要で、そのフリガナが本籍地市区町村の職権により、2026年5月26日以降戸籍に記載されることとなりますが、記載のフリガナが誤っている場合は、改めて届出をする必要があるとされています。そこで、この度の改正戸籍法への対応について、次の2点をお伺いします。

（１点目）市民への周知について

答弁者 市民福祉部長

この通知書の趣旨が理解されなかった場合、ともすると本人が意図しないまま、戸籍にフリガナが記載されてしまう恐れもあることから、市民への周知は大切だと考えますが、今後の取組についてお伺いします。

（２点目）出生届へのフリガナの記載について

答弁者 市民福祉部長

今回の改正により、出生届へのフリガナについて、窓口となる市区町村が審査することとなりましたが、どのように対応されるのかお伺いします。

一般質問発言通告書

3 前田 昌宏 議員

質問項目

第1項目 市街化調整区域における土地と空き家の活用について

第2項目 都市計画法の「線引き制度」に対する考え方について

要点・要旨

第1項目 市街化調整区域における土地と空き家の活用について

昭和43年に導入された都市計画法に基づき、小野市では昭和46年に無秩序な都市開発を抑制し計画的な都市整備を促すことを目的に区域区分制度が、施行されました。

区域区分制度とは、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」とに区分する制度で、市街化調整区域では、原則、建物を建てることが制限されます。このため自然環境等が守られる一方で、地域の衰退の一因ともなることから、平成14年に県では条例を制定して建築制限の一部を緩和する「特別指定区域制度」を創設しました。

本市では、市街化調整区域における人口減少等の課題に対応するため、他市に先駆けて特別指定区域制度の指定を受け、平成17年度以降、地縁者の住宅区域、定住促進区域、集落事業所区域などを設定してまちづくりを進めています。

制度開始の平成17年度から令和6年度までの20年間における特別指定区域制度を利用した建築許可件数は、住宅が598件、事業所が50件、合わせて648件の実績となっています。しかし、近年の人口減少により地域コミュニティの維持が難しくなるなどの課題が発生しており、地域の活性化につながる新たな取組が必要となっています。つきましては、市街化調整区域における土地と空き家の活用について、次の3点をお伺いします。

（１点目）地縁者の住宅区域における利用対象者の拡大について**答弁者 地域振興部長**

地縁者の住宅区域については、平成１７年度から平成３０年度までの利用者が年平均３０件程度で推移していたのに対し、令和３年度から令和６年度では年平均２０件程度となっており、令和元年を境に減少傾向にあります。

人口減少が進む中、市外からの移住者を取り込む施策として、地縁者の住宅区域の要件緩和することを提案します。具体的には、現在の制度では、利用対象者が自治会周辺に１０年以上居住した者に限定されるのに対し、例えば、市外からの転入者や、就農者、子育て世帯に利用枠を拡大してはいかがでしょうか。まちに近い田舎暮らしを希望する移住者の増大につながると考えますが、当局の考えをお伺いします。

（２点目）市街化調整区域における住宅の流通促進について 答弁者 地域振興部長

県では市街化調整区域の住宅の流通促進に向けて、規制を緩和する改正を行っています。これまでは住む方が限定されていましたが、建築後１０年を超えた住宅であれば、開発審査会を経ることで、空き家に住むことができるようになりました。しかし、審査要件や手続きが難しければ、空き家の流通が進まないと懸念されますが、具体的な手続きの内容をお伺いします。

（３点目）区域区分日前の住宅の取扱いについて**答弁者 地域振興部長**

区域区分日前の住宅については、市街化調整区域にあっても誰もが住宅として利用でき建替えも可能です。しかし解体してしまうと、その土地は限られた条件でしか建築できない土地になってしまいます。このことが本住宅の解体が進まない要因の一つになっていると考えます。区域区分日前の住宅については、解体後も解体前と同様の権利を留保し、誰もが住宅として利用でき、建替えも可能とすることにより活用の活性化が進むと考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 都市計画法の「線引き制度」に対する考え方について

答弁者 地域振興部長

都市計画法における区域区分制度、いわゆる線引き制度については、無秩序な都市開発を抑制し計画的な都市整備を促すことを目的に、小野市では昭和46年に導入されました。

線引き制度は、良好な住環境を維持するために必要な制度である一方で、線引き制度の導入から50年以上経過し、日本の人口は増加から減少に転じ、今後も更なる人口減少と少子高齢化が避けられない中であって、市街化調整区域の面積・人口比率が高い市町では、厳しい規制が地域衰退の要因となり、土地利用への機動的な対応が難しくなっていくのではないかと考えます。

そのような中で、近隣市の中には、線引き制度を廃止し、これに代わる新たな市独自のまちづくりのルールを導入して移住定住や土地利用の促進による地域の活性化を目指そうという市もあります。

つきましては、「線引き制度」について、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

4 河島 信行 議員

質問項目

第1項目 スポーツ施設利用料金の無料化について

第2項目 JR 加古川線、神戸電鉄粟生線各駅の駐車場の新設及び増設について

要点・要旨

第1項目 スポーツ施設利用料金の無料化について

答弁者 教育管理部長

年齢に関係なく、充実した人生を過ごすため「健康」は不可欠です。運動をする習慣が健康を増進することは周知の事実です。幸い、小野市のスポーツ施設は充実しており、市街地周辺には大池総合公園（野球場、陸上競技場、テニスコート、周回ジョギングコース）、総合体育館・アルゴがあり、市場地区には匠台公園体育館、榊公園野球場、河合地区には河合運動広場、下東条地区には市民研修センターがあります。ただ、一部、市民対象の減免制度はありますが、それらの施設の多くは利用料金が必要です。市民の健康長寿、介護予防の観点から、もう一步、前進した施策として、全てのスポーツ施設において、小野市民の施設利用料を無料にすることを提案します。市当局の考えをお伺いします。

第2項目 JR 加古川線、神戸電鉄粟生線各駅の駐車場の新設及び増設について

答弁者 総合政策部長

小野市内の JR 加古川線は 5 駅、神戸電鉄粟生線も 5 駅あります。そのうち、JR 市場

駅駐車場は完備され、神戸電鉄・小野駅の駐車場も整備されています。栗生駅は民間経営の駐車場が充実しています。しかし、それ以外の駅周辺の駐車場は不十分と感じています。

通勤者用の駐車場を完備すれば、神戸方面、加古川方面、明石方面、姫路方面への通勤者に、非常に便利になり、小野市に住んで通勤できるので、市民の増加に繋がると考えます。市当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

5 掘井 ひさ代 議員

質問項目

第1項目 5歳児健診について

第2項目 リチウムイオン電池の取扱いについて

要点・要旨

第1項目 5歳児健診について

政府は令和7年度に、5歳前後は対人関係やことばの発達の遅れなどが見えやすくなる時期とされることから発達障がいなどを早期に発見して就学前に必要な支援につなげようと、「5歳児健診」の普及に向け自治体への補助金を引き上げるなど支援強化に乗り出しました。母子保健法は、1歳半と3歳児の健診を自治体に義務付けていますが、5歳児健診は任意で、令和5年度に行なった自治体は14%となっており、多くの子どもは3歳児健診後、小学校入学前に受ける「就学時健診」まで約3年の空白期間があります。文部科学省によると、令和元年度に自閉症などの発達障がいを含め、特別支援学校等に通う児童・生徒は、約48万人に上り「就学時健診」を機に発達障がいが判明しても、進路選びや学校側の支援体制の構築に時間が足りないという課題があると報告がありました。そこで、次の2点についてお伺いします。

（1点目）就学前の障がいの早期発見と療育支援について 答弁者 市民福祉部参事

小野市では、5歳児健診の代替として、平成25年から5歳児発達相談を実施されています。こども園等と連携し、専門医による相談（乳幼児発達相談）・発達支援室等に

繋げ、サポートするなど支援体制が整っています。また、教育委員会等とも情報共有しスムーズな学校生活への移行にも繋がっていますが、これまでの支援件数等の推移について伺います。

また、発達障がいへの知識不足や保護者の理解が得られない等、支援に繋げることが難しいこともあるのではと考えますが、課題について伺います。

（2点目）5歳児健診への移行について

答弁者 市民福祉部参事

「第3期小野市子ども子育て支援事業計画」の策定にあたり令和5年12月にアンケートを実施されています。就学前の保護者は「障がいの早期発見・療育支援」の施策が重要であるとの結果報告があり、5歳児健診も施策の一つかと考えます。そこで、小野市では5歳児健診を実施される予定があるのか伺います。

また、5歳児健診に移行することによって、年々件数が増える中、発達障がいの判断や保護者への対応等を担っておられた、こども園等の先生方の負担は軽減され则认为ます。一方、運営スタッフや医師・保健師・管理栄養士・心理相談を担当する方等の専門職の確保、保護者のフォローや受入れ体制など様々な課題があると思われませんが、それらについてどうお考えか伺います。

第2項目 リチウムイオン電池の取扱いについて

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやスマートフォンなどさまざまな製品に広く使われていますが、ほかのごみと混せて捨てられ、回収する際、収集運搬車両や廃棄物処理施設で発火し、火災が起きるケースが相次いでいます。令和5年度には、全国の市区町村において8,543件発生しており深刻な問題となっています。また、機材そのものへの被害に加えて、処理が滞ることによる社会的影響の発生、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されており、それらを受け、本年4月15日環境省は家庭から出される不要になったすべてのリチウムイオン電池を市区町村に、分別回収の徹底を求めた新たな方針をまとめ、通知しました。リチウムイオン電池の需要は今後も急

速に拡大されると予測され、適切な収集・処理や周知・広報をさらに徹底していく必要があると考えます。そこで、次の3点についてお伺いします。

（1点目）分別回収の状況について

答弁者 市民安全部次長

リチウムイオン電池の分別回収を実施している市区町村は、実施していない市区町村に比べて、1自治体当たりの火災事故等の発生件数が少ない傾向にあり、分別回収を実施することは、火災事故等のリスク低減に有効であるとされています。小野市では昨年2月より分別回収を実施されていますが、回収状況についてお伺いします。

（2点目）火災事故等の情報発信について

答弁者 市民安全部次長

火災事故の発生は、廃棄物処理施設や収集運搬車両の被害のみならず作業員等の人命にかかわるような事故にもなりかねない危険性があるため、火災事故発生を市民に情報発信し周知するべきと考えます。火災事故等が発生した際、市民にどのように情報発信されているのかお伺いします。

（3点目）リチウムイオン電池の発火危険性と適正分別の啓発について

答弁者 市民安全部次長

リチウムイオン電池が、どのような製品に使用されているのか十分には周知されていないことや、その危険性についても認知度が低いことも明らかになっています。実際、リチウムイオン電池の特徴に関するアンケートでは「強い衝撃が加わると、発熱・破裂・発火等の危険性がある」という項目に対し、「わからない」とする回答が4割弱も占めるという結果が出ています。市場投入量の多さを踏まえ、その危険性や適正な処理方法についてますます周知の必要性が高まっていると言えます。適正分別だけではなくその危険性や適正な処理方法を広く周知することも重要と考えます。

現在、小野市ではリチウムイオン電池の分別や取扱いについて、ごみカレンダーや小野市公式ライン、ホームページ、回覧等で周知・啓発を実施されていますが、さらに、新たなアプローチ方法で周知・啓発をされるお考えがあるのかお伺いします。

一般質問発言通告書

6 山本 麻貴子 議員

質問項目

第1項目 図書館の利便性向上について

第2項目 おの桜つつみ回廊について

要点・要旨

第1項目 図書館の利便性向上について

平成8年に完成した小野市立図書館は、長年にわたり市民に親しまれ、学習・調査・文化活動の拠点として大きな役割を果たしてきました。本年3月には国立国会図書館から10年連続で礼状を受けたことが発表されました。10年連続で礼状をいただいているのは県内で小野市のみとのことです。専門知識をもった司書による調査研究を通じて正しい情報にたどりつく力（情報リテラシー）の支援を行っています。図書館職員の努力あってのことと敬意を表します。来年30年を迎える小野市の図書館がますます市民に親しいものになるよう次の3点についてお伺いします。

（1点目）自習・学習室としての利用について

答弁者 教育管理部長

図書館の閲覧室は、図書館の本や新聞書籍を閲覧するスペースで、図書館以外の本やパソコンを持ち込み、自習学習をすることはできません。学び直しや資格取得のために資料などを持ち込み、学習したいと考える方から、図書館を利用できないのか聞かれます。2階の学習室は、土日や学校の夏休み期間は利用できますが、それ以外の期間は、立入禁止のロープが張ってあります。希望をすれば鍵を開けてもらえますが、利用しに

くい状況にあると感じます。案内の仕方を工夫して、利用しやすい状況を作ることが必要だと思いますが、当局の考えをお伺いします。

（２点目）返却の利便性について

答弁者 教育管理部長

図書館開館時間内の返却について令和５年自動返却機が導入されました。閉館中の返却は夜間ポストに返却でき、市内のコミセンでも本の受取り、返却ができます。また、北播磨地域のどの図書館でも利用登録すれば、本を借りることができますが、広域で連携し、それらの図書を小野市立図書館でも返却できるとさらに利便性が高まると思います。当局の考えをお伺いします。

（３点目）電子図書の拡充について

答弁者 教育管理部長

文部科学省や総務省が公共サービスのデジタル化を後押ししていることから、今後図書館にも電子図書が増えていくことと思われます。電子図書の特性として、図書館に足を運ばなくてもいつでもどこでも読め、文字のサイズ変更や音声読み上げ機能などがあり、多様な利用者に対応できるので、来館が難しい方にも読書機会を提供することができます。電子図書の貸出数と、今後どれくらい増やしていかれる予定なのかお伺いします。

第２項目 おの桜つつみ回廊について

西日本最大級の規模を誇る桜の名所「おの桜つつみ回廊」は桜のトンネルや、逆さ桜などが人気となり、昨年の来場者は１２万人、本年は約７万人と発表されました。本年は当初の予定より開花が遅れたことを心配しましたが、期間を当初の予定から４日間延長し４月１日から１３日までの間、多くの方に楽しんでいただきました。また、今年の実施として土日の駐車場閉鎖とシャトルバスの増便は渋滞の緩和につながり、２９４万１，９２９円の協力金もいただいたところです。しかしながら現場では様々な課題があったと思います。そこで、次の２点についてお伺いします。

（１点目）シャトルバス等の乗降ポイントの周知について **答弁者 地域振興部長**

王子町でバスを降りた方は高田町付近まで来られているのに、王子町から乗って帰らないといけないと考えられている方も見かけました。また加古川線で来られて粟生駅で下車された方で河合西付近まで来ているのに粟生駅に戻って電車に乗ろうとされている方がいらっしゃいました。これら土地勘が少ない方への案内が来年の課題の一つと考えますが、当局の考えをお伺いします。

（２点目）近隣住民や地元団体の協力体制について **答弁者 地域振興部長**

おの桜つつみ回廊を持続可能な地域資源として守っていくために、地元住民や地域の団体、近隣の店舗などへの道案内等の協力依頼や情報共有が大切だと思います。今回の状況と今後の取組についてお伺いします。

一般質問発言通告書

7 喜始 真吾 議員

質問項目

第1項目 小野市内の河川整備について

第2項目 東条川二期地区について

要点・要旨

第1項目 小野市内の河川整備について

小野市内の河川は、国土交通省が管理する加古川と万願寺川、東条川の一部を含む3河川を合わせた延長19.13kmと、兵庫県が管理する9河川の延長35.97km、そして市が管理する18河川の延長22.5kmと、準用河川として指定した粟生川と河合中川の2河川の32河川、あわせて総延長約85.44kmとなっています。

このうち、国が管理する加古川と、万願寺川、東条川の加古川との合流点の一部については改修済みとなっています。また、県が管理する9河川のうち、万願寺川、桜谷川、山田川、中谷川、大畑川が改修済みで、大島川については全長2.55kmのうち、万勝寺川との合流点から上流へ1.64kmが改修済みとなっており、前谷川は下流300mが改修済みで、それより上流側は県営圃場整備事業との同時施工により、暫定断面ですが改修されています。東条川は継続事業として現在も改修工事中で、万勝寺川は総合治水推進計画の中の河川対策アクションプログラムにより一部堤防強化工事を実施していますが、全長8.36kmが未改修であります。河川改修は大雨による洪水被害を未然に防止する等、市域の防災面においても重要な位置づけになっております。

そこで、次の2点についてお伺いします。

（１点目）今後の改修計画について**答弁者 技監**

枝川となる市の河川や国の河川はさておき、県が管理する河川では、東条川については、ひょうごインフラ整備プログラムにも掲載され、まだかなりの未改修区間が残っているものの、工事が進められております。しかしながら、万勝寺川については全川が未改修であります。万勝寺川の改修が進めば、市街地のほとんどの排水が流れ込み、市民から多く要望が寄せられる大島川沿いの浸水対策にも効果を発揮すると考えます。

そこで、市が把握している範囲で、今後の万勝寺川の改修計画についてお伺いします。

（２点目）堆積土砂の撤去について**答弁者 技監**

河川整備は、膨大な事業費がかかる上に、非出水期にしか整備できないなど、その性質から、完成するまで長期にわたります。その間、地域住民は河川が増水するたびに心配する訳ですが、整備は進まなくとも、堆積土砂を撤去すれば、その効果をすぐに発揮することが出来るため、それを望む声を多く聞きます。しかしながら、河川の堆積土砂を撤去するとなると何万㎡という建設残土が発生するため、その受入先に苦慮し、なかなか進まないとも聞いております。

姫路河川国道事務所では、国、県、小野市、三木市、加東市、西脇市をメンバーとした建設発生土調整会議を開催され、建設発生土の受入先を調整され、有効活用されているとお聞きしております。つきましては、河川の堆積土砂の撤去の考え方及びその活用状況についてお伺いします。

第２項目 東条川二期地区について

兵庫県東播土地改良区が管理する農業水利施設は、１９３４年（昭和９年）に完成した加東市の昭和池をはじめ、戦後すぐの１９４７年（昭和２２年）に着手された国営東条川土地改良事業により、加東市の鴨川ダム、安政池、小野市の船木池の水源施設や幹線水路が建設されるとともに、関連事業により支線水路が整備され、現在に至る「東条川疏水」が形成されました。その「東条川疏水」は約３，４００ヘクタールの農地に農

業用水を安定的に供給するとともに、小野市及び加東市への水道用水を供給するなど、地域の農業や生活を支えてきました。

しかしながら、施設の老朽化による維持管理費の増大や、ダムやため池等の耐震対策など、新たな課題が生じていることから、平成27年度から調査を開始し、令和3年度から国営土地改良事業（東条川二期地区）に着手されております。つきましては、次の3点についてお伺いします。

（1点目）当該事業の概要と現在の進捗状況について

答弁者 地域振興部参事

東条川二期地区は全国で数ある疎水の中でも特に選ばれた地区として採択されたと聞いていますが、当該事業の概要と現在の進捗状況についてお伺いします。

（2点目）受益者負担について

答弁者 地域振興部参事

当該事業の改修には相当な地元負担が発生すると聞いていますが、その負担率についてお伺いします。

（3点目）事業効果について

答弁者 地域振興部参事

小野市域の受益面積は1,496ヘクタール（約44%）あると聞いております。水道用水も供給していますが、特に担い手不足による耕作放棄田の増加等、農業斜陽化の現状において、当該事業の効果についてはどのように考えておられるのかお伺いします。

一般質問発言通告書

8 高坂 純子 議員

質問項目

第1項目 おの桜つつみ回廊について

第2項目 オストメイトの方への支援について

要点・要旨

第1項目 おの桜つつみ回廊について

西日本最大級の規模を誇る「おの桜つつみ回廊」へ今年、花見に訪れた人は約7万人で、昨年より5万人減ったことがわかりました。今年初めての試みとして、最大の課題だった県道の交通渋滞を緩和するための対策が講じられ、日常の市民生活への影響を抑えられたと新聞報道にもありました。単に5万人減ったとみるのではなく、今後の「おの桜つつみ回廊」を楽しむ方々への意識改革にも繋がったのではと理解しているところです。ただ、今回は、渋滞緩和計画や協力金に関しての決定から周知までの期間が短く、様々なご意見も出ています。そこで、「おの桜つつみ回廊」を今後より楽しく親しんでいただき、また来たいと思っていただくためにも、次の3点をお伺いします。

(1点目) 交通渋滞と駐車場について

答弁者 地域振興部長

交通渋滞を緩和するため4月5日(土)、6日(日)は河川敷の駐車場は封鎖して(大部地区イベントのため6日は9時まで駐車場開場)市役所前と北播磨総合医療センターからのシャトルバスで対応され、最大の課題だった県道の渋滞対策を講じられました。また、4月4日(金)と7日(月)にも便数は少なかったのですが市役所からのシャトル

ルバスがあり、来場者はとても喜ばれていました。ところが4月8日（火）、9日（水）の市役所ロビーは大勢の花見客でごった返していました。大きな理由は、平日開放されている河川敷の駐車場をめがけて行くと、駐車できないので市役所へ行くようにと言われた方々が集まったためでした。市役所からどう行けばいいのか、歩いていけない高齢者はどうしたらいいのか、バスはないのか、パンフレットはないのか等々、次から次への対応にフロントスタッフも一生懸命でした。平日の駐車場は開放と伺っていたので、フロントも詳細がわからず困っておられました。この件に関しての対応や周知などはどのようにされていたのかお伺いします。

（2点目）環境保全協力金について**答弁者 地域振興部長**

年々増加する警備費などに充てるため、入場者に初めて呼びかけた環境保全協力金は294万円が集まり「大勢の方の理解と協力を得られた」と聞いております。一方で、シャトルバスに乗る方にはバス賃だと思って全員に募金していただくわけにはいかないのかといったご意見も伺いました。法律上運賃としての徴収はできないこと、あくまでもこれはご厚意なので強要はできないこと等も承知しておりますが、今年度初めてのことであり、周知の徹底や協力金の呼びかけ方などにも工夫が必要だったのかもしれない。次年度へ向けての改良点についてお伺いします。

（3点目）観光としてのおの桜つつみ回廊について**答弁者 地域振興部長**

おの桜つつみ回廊については、全国的に有名になっており、おおべ地区まちづくり協議会としても「逆さ桜フィナンシェ」や「逆さ桜米」「逆さ桜クリアファイル」など、記念のお土産や思い出づくりにと地域で考案して盛り上げておられます。考え方として、これは1つの「観光」だと思います。だからこそ、おもてなしや魅力アップに行政がどのように関わっていくかが大切になってきます。当局の考えをお伺いします。

第2項目 オストメイトの方への支援について**答弁者 市民福祉部長**

様々な病気や事故などによって、お腹に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した方を「オストメイト」といいます。ストーマからの排泄の管理に用いられるのがストーマ用装具です。ストーマには括約筋がないため、ストーマ用装具をお腹に貼って排泄をコントロールします。オストメイトはストーマ用装具を装着することによって、手術前と同じように社会生活を送ることができますので、ストーマ装具は生活に欠かせない装具なのです。

さて、直腸・膀胱機能障害の身体障害者手帳を持つオストメイトがパウチ（袋）などのストーマ装具を購入する際、公費負担を受けることができ、自己負担額は原則一割ですが、給付基準額を超えた分は全額自己負担となります。昨今の物価上昇に伴い、ストーマ装具の価格も上がっています。そこで、「日本オストミー協会兵庫県支部」が県内41市町それぞれに設定するストーマ装具の購入に対する給付基準月額を調査したところ、人工肛門用で8,600円～13,000円、人工膀胱用では11,300円～15,000円と自治体によってばらつきがあることがわかりました。装具の値上がりで、買い控えや交換日数を延ばし、皮膚トラブルが起きたオストメイトもおられます。年々暑くなる夏はパウチを取り換える回数も多くなり経済的にも負担がかさむとの声をお聞きしました。

小野市は人工肛門用8,858円、人工膀胱用11,639円ですがストーマ装具給付基準月額について引き上げるお考えはないか伺います。

一般質問発言通告書

9 宮脇 健一 議員

質問項目

第1項目 小野市の生涯教育について

要点・要旨

第1項目 小野市の生涯教育について

人生100年時代と言われる現代において、あらゆる世代が学び続ける「生涯教育」の重要性はますます高まっています。知識や技能の習得はもちろん、地域コミュニティへの参加、健康寿命の延伸、自己実現など、多方面にわたる価値を提供する生涯教育は、まさに一人ひとりの幸福と地域の活力の源といえます。小野市でもこれまで各コミセンを拠点に、市民の学びを支えるさまざまな事業が展開されてきました。

しかし、社会の急速な変化や少子高齢化、デジタル技術の進展などに対応しながら、すべての市民が学びにアクセスできる仕組みを再構築していくことが、今後さらに求められていると感じます。そこで以下の4点についてお伺いします。

(1点目) シルバーカレッジ創設について

答弁者 教育管理部長

現在、小野市においても高齢化が進む中で、元気な高齢者が増え、「第二の人生を学びや社会貢献に生かしたい」というニーズが高まっています。こうした中、多くの自治体では「シルバーカレッジ」や「高齢者大学」といった名称で、60歳以上の方を対象にした体系的な学習機会を提供し、健康寿命の延伸や地域活動の担い手育成に大きく貢献しています。

小野市においても、これまで講座やサークル活動が行われてきましたが、今後はより体系的かつ持続的な学びの場として、シルバーカレッジの創設を検討すべきではないかと考えます。高齢者が自らの関心に応じて選べる多彩な講座、地域課題に関する探究、卒業後の地域活動への移行支援など、多機能型の学びの仕組みを通じて、「学びから社会参加へ」という好循環を生み出すことができると期待されます。

シルバーカレッジの創設について、当局の見解をお伺いします。

(2 点目) リカレント教育（学び直し）の推進について **答弁者 教育管理部長**

現代社会では、技術革新や産業構造の変化に伴い、人生の途中で新たな知識やスキルを学び直す「リカレント教育」の重要性が高まっています。特に働きながら学ぶ必要がある現役世代にとっては、柔軟で実践的な学びの場が求められており、自治体としてもその支援策を検討していく必要があると考えています。

例えば、近隣自治体や大学、専門学校、民間企業などと連携し、夜間・週末の講座やオンラインプログラムの提供、地域の課題解決をテーマにした実践型講座の展開など、働く世代にも参加しやすいリカレント教育の機会を設けることは、地域の人材育成と経済活性化にもつながると考えます。

リカレント教育や学び直しの仕組みについて、当局の見解をお伺いします。

(3 点目) ICT を活用した生涯教育の可能性について **答弁者 教育管理部長**

シルバーカレッジやリカレント教育といった学びの機会を、すべての市民が無理なく継続的に利用できるようにするためには、場所や時間に縛られない「柔軟な学びの環境」が重要です。その中でも、ICT（情報通信技術）の活用は大きな可能性を秘めており、オンライン講座や動画教材の配信、遠隔参加型のワークショップなどは、忙しい現役世代や外出が難しい高齢者にとって有効な学習手段となります。

また、デジタルデバイドの解消や基本的な機器操作支援を通じて、高齢者が ICT を学びの道具として使いこなすことも、生涯教育の広がりにつながると考えられます。

そこで、小野市における ICT を活用した生涯教育の展開について、どのような取組や

方針を見据えているのかお伺いします。

(4 点目) 世代をつなぐ生涯教育の仕組みについて

答弁者 教育管理部長

高齢者の学びや現役世代の学び直しを支えると同時に、それぞれの世代が学びの場を通じて交流し、地域社会に貢献し合える仕組みづくりも、生涯教育の果たす大きな役割の一つだと考えます。たとえば、高齢者が人生経験を活かして子どもたちに知識や技術を伝える活動、あるいは若者が地域課題に取り組む中で高齢者から学ぶといった「多世代交流型の学び」は、教育と福祉、地域づくりを横断する形で展開できる可能性を持っています。

こうした多世代が関わる生涯教育の仕組みをどのように構築し、地域全体の学びの循環をどう促進していくのか、市としてのビジョンや考え方をお伺いします。